

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第25条第4項</u> 及びその他の法令の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第26条第3項</u> 及びその他の法令の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。